

## 羽村市議会における情報通信端末機器等の使用等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、羽村市議会における会議用システム及び会議用システム等を使用するための情報通信端末機器に関することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議用システム 会議用アプリケーションソフトウェア及びサーバを一体化させたシステムで、資料の共有等を行うものをいう。
- (2) 情報通信端末機器 会議用システム等を使用するためのタブレット型コンピュータ（付属品を含む。）をいう。
- (3) アプリケーションソフトウェア コンピュータ上で実行する作業について、その目的を達成するために必要な機能を直接的に有するソフトウェアをいう。

(情報通信端末機器の使用者)

第3条 情報通信端末機器を使用することができる者（以下「端末使用者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 羽村市議会議員（以下「議員」という。）
- (2) 羽村市議会事務局の職員（以下「事務局職員」という。）
- (3) その他議長が許可する者

(会議用システムの使用者)

第4条 会議用システムを使用することができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議員
- (2) 事務局職員
- (3) その他議長が許可する者

(情報通信端末機器の貸与)

第5条 議長は、議員活動、議員活動支援等に資するため、端末使用者に情報通信端末機器を貸与するものとする。

- 2 端末使用者は、情報通信端末機器を第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 端末使用者は、第3条各号に掲げる端末使用者でなくなったときは、直ちに情報通信端末機器を議長に返却しなければならない。

(情報通信端末機器の取り扱い)

第6条 端末使用者は、情報通信端末機器を善良な管理者として適切に管理しなければならない。

2 端末使用者は、情報通信端末機器及び情報通信端末機器に付随して使用するアプリケーションソフトウェアのパスワードを適切に管理しなければならない。

3 端末使用者は、情報通信端末機器を紛失し、又は故意に破損した場合は、その損害を弁償するものとする。

(情報通信端末機器の使用)

第7条 端末使用者が情報通信端末機器を使用して行う会議は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本会議

(2) 常任委員会

(3) 議会運営委員会

(4) 特別委員会

(5) 議員全員協議会

(6) その他議長が認める会議

2 端末使用者は、前項の規定により会議で情報通信端末機器を使用するときは、当該会議の目的以外の使用をしてはならない。

第8条 前条第1項の会議以外で端末使用者が情報通信端末機器を使用できる活動等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 議員活動及び議会活動

ア 市民等への活動報告等

イ 視察等

(2) インターネットによる情報収集

(3) 情報伝達

ア 議員相互及び事務局職員との情報伝達

イ 災害時等の緊急情報伝達

(4) その他議長が認めるもの

(禁止事項)

第9条 端末使用者は、情報通信端末機器の使用に当たっては、次に掲げる事項をしてはならない。

(1) 個人情報を含むデータを使用し、又は保存すること。

(2) 公開を前提としていない情報の開示に使用すること

- (3) 他の情報通信端末機器、記録媒体等に接続すること
- (4) 不特定多数の者が使用するW i - F i 環境に接続すること。
- (5) 情報通信端末機器のソフトウェアに関するセキュリティ機能の設定を議長の許可なく変更すること。
- (6) SNS等への投稿をすること。
- (7) 会議中に外部との連絡を行うこと
- (8) 会議を録音し、又は録画すること。
- (9) 他者の迷惑になる行為を行うこと。
- (10) その他議長が定めること。

2 議長又は会議の長は、前項各号の規定に違反する者に対して、注意を与えるものとする。この場合において、再度の注意によっても違反が改められないときは、当該違反者に対し、情報通信端末機器の使用を停止させることができる。

(情報漏えい防止のための遵守事項)

第10条 端末使用者は、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 端末使用者の責任において情報の送受信をすること。
- (2) 会議用システム又はアプリケーションソフトウェアにより入手できるデータの正確性を保持するとともに、データ等の紛失又は流出の防止に努めること。
- (3) 情報の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握するとともに、議長に報告し、必要な措置を講ずること。

(情報セキュリティ対策)

第11条 端末使用者は、市の情報及び会議用システム等の保全措置に関し、積極的に協力し、かつ、誠実に対処するものとし、次に掲げる事項について、遵守しなければならない。

- (1) 情報セキュリティ対策について不明な点又は遵守することが困難な点がある場合は、速やかに議長に相談し、指示等を受けなければならない。
- (2) 情報資産の漏えい、コンピュータウイルスの感染等の防止に努めなければならない。
- (3) 情報通信端末機器について、第三者に使用されること又は議長の許可なく情報を閲覧されることがないように、端末のロックや文章等が容易に閲覧されない場所への保管等適切な措置を講じなければならない。
- (4) 議長は情報セキュリティ対策に関する事項について、定期的に議員に啓発しなければならない。

(通知、届出等)

第12条 議員及び事務局職員は、双方の間で通知、届出等を会議用システム又はアプリケーションソフトウェアにより行うことができる。

2 前項の規定により会議用システムで行う通知、届出等は、機器、通信回線などの不具合が発生したときには、復旧するまでの間、他の方法により行うものとする。

(その他)

第13条 会議用システム及び情報通信端末機器の使用に関して疑義等が生じた場合は、議会運営委員会において協議するものとする。

(委任)

第14条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年3月22日から施行する。